

令和2年度補正予算における 公定価格の対応について

令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について

1. 公定価格の算定方法

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

【参考】令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

月例給は据え置き

期末手当の引下げ（0.05月分）

2. 国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い

- 令和2年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和2年度単価表を改定（令和2年度第3次補正予算において対応）。

予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：395万円 394万円（1万円（0.3%））

- 上記改定は令和3年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和3年度予算案に反映。

3. 実施時期

- 単価表に係る改正告示の公布日（令和3年1月29日）の翌月分（令和3年2月分）の公定価格から適用し、令和3年2月以降の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額。

令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の1/2（期末手当0.025月分）を減額。

令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額。

4. 留意事項

- 各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等に賃金の適切な支払いに資するよう、一般の改定の影響額を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。
- 改正告示による公定価格の減額を理由に事業者が公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の人件費をやむを得ず引き下げの場合にあっても、賃金及び法定福利費等の事業主負担分（下記 **A**）について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（下記 **B**）を超える減額が行われないよう、各施設・事業者に指導すること。

A

公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の実際の人件費引き下げ分（合計）
法定福利費等の事業主負担分を含む。



B

施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額

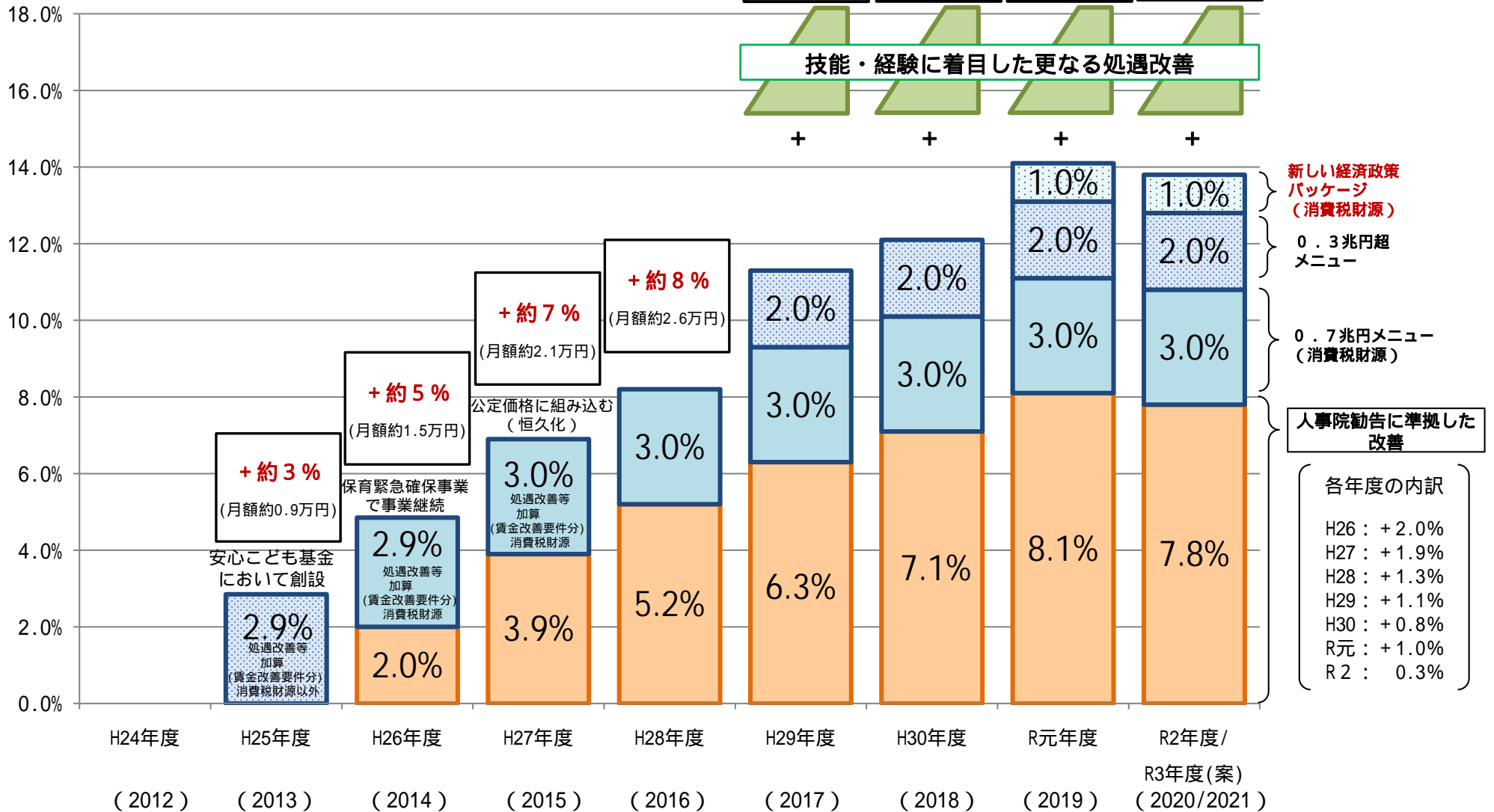
$$\begin{array}{l} \text{令和2年度（加算当年度）} \\ \text{の加算} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} 0.3\% \text{（減額改定に係る改定率）} \\ \text{令和2年度（加算当年度）に適用を} \\ \text{受けた基礎分及び賃金改善要件分に} \\ \text{係る加算率（\%）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{の加算額総額} \end{array}}$$

令和2年度第3次補正予算新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援について

- 令和2年度第2次補正予算に引き続き第3次補正予算において、「保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）」（厚生労働省）及び「幼稚園の感染症対策支援事業」（文部科学省）を実施し、職員が感染症対策の徹底を図りながら教育・保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
保育所・幼稚園等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等について改めて補助を行うこととしている。
- なお、これらの補助事業では、「かかり増し経費」として、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども補助対象としていることから、各施設・事業者積極的に活用を促されたい。

保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業費補助金)令和2年度第3次補正予算額:117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村(以下「市区町村等」という。)、市区町村等が認めた者

【事業内容】 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)



(「かかり増し経費」の具体的な内容)

職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

物品等の例:手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 及び の合計 1施設当たり

(1) 定員 19人以下	300千円以内
(2) 定員 20人以上59人以下	400千円以内
(3) 定員 60人以上	500千円以内
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

(認可の)居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国: 1/2、市区町村等: 1/2



幼稚園の感染症対策支援・ICT環境整備支援

参考



令和2年度第3次補正予算額 38億円

令和2年度第1次補正予算額 36億円

令和2年度第2次補正予算額 30億円

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと実施しつつ、「新たな日常」においても幼児を健やかに育てることの出来る環境の整備を推進する。

1 幼稚園の感染症対策支援 24億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、消毒液やペーパータオル等の保健衛生用品等の購入費に対して支援する。

交付基準額	・定員（～19人）	：1園当たり	300千円
	・定員（20人～59人）	：1園当たり	400千円
	・定員（60人～）	：1園当たり	500千円



2 幼稚園のICT環境整備支援 14億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応するためのICT環境整備を支援する。

交付基準額：1園当たり 1,000千円



対象事業者

幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助割合

1	国	1 / 2
2	国	3 / 4

実施主体

都道府県

補助対象経費

- 1 感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等
- 2 情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等